

様式第4号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）】

つくば市総務部総務課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

令和3年度(2021年度)に個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が改正されたことにより、つくば市を含む地方公共団体の個人情報保護に関する規律は、個人情報保護法に一本化されることとなりました。

この制度改正に対応するとともに、市として必要な規定を整備するために現行のつくば市個人情報保護条例を廃止し、新たにつくば市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものです。

また、行政機関等匿名加工情報（特定の個人を識別できないように個人情報を加工した情報）の適正な取扱いを確保するために、施行条例の附則においてつくば市情報公開条例の一部を改正するものです。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

法改正に伴う全国一律の制度変更であるため、個人情報保護条例を制定している全国の自治体において、令和4年度(2022年度)中に同様の条例改廃が行われる見込みです。

○ 未来構想における根拠又は位置付け

つくば市未来構想において目指すまちの姿「Ⅲ 未来をつくる人が育つまち」に基づき、すべての市民が安心して生活できる社会をつくるために、市民一人一人の個人情報を適正に保護することを目的とした条例です。

○ 関係法令、条例等

- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ つくば市個人情報保護条例
- ・ つくば市情報公開条例

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む。)

つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することにより、全国共通ルールによる個人情報の適正な取扱いを確保することが可能となり、市民が安心して生活できる社会の実現に寄与します。

つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

令和3年度(2021年度)に個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が改正され、つくば市を含む地方公共団体に係る個人情報の保護に関する規律は、個人情報保護法に一本化されることとなりました。

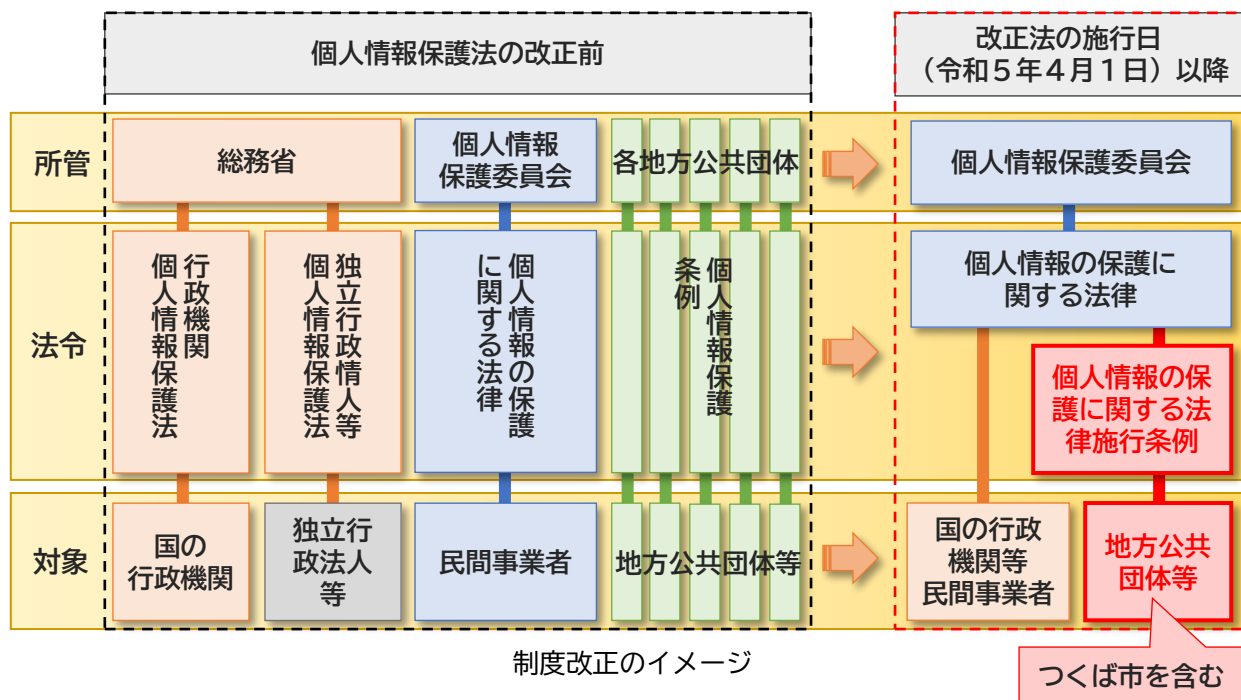
この制度改正に対応するため、改正個人情報保護法が施行される令和5年(2023年)4月1日までに、つくば市個人情報保護条例（現行条例）を廃止し、新たにつくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（施行条例）を制定します。

また、関連する規定を整備するため、施行条例の附則においてつくば市情報公開条例の一部を改正します。

1 制度改正の概要

個人情報保護法が改正される以前は、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等でそれぞれの対象に適用される法令が異なり、各自のルールで個人情報の保護に取り組んできました。

改正個人情報保護法が施行される令和5年(2023年)4月1日からは、上記全ての対象に直接個人情報保護法が適用されるようになり、内閣府の外局である個人情報保護委員会が法律に基づく制度を一元的に所管することになります。



2 法律と条例の関係

改正個人情報保護法では、個人情報の定義や取扱いに関する規定が全国共通ルールとして定められており、地方公共団体では以下の事項を条例で定めることが想定されています。

条例で定めることが必要な事項

- ・ 開示請求に係る手数料（第89条第2項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第119条第3項及び第4項）

※（ ）内は改正個人情報保護法の条項。赤字はつくば市の施行条例で定める予定の項目

条例で定めることが許容される事項

- ・ 条例要配慮個人情報（第 60 条第 5 項）
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表（第 75 条第 5 項）
- ・ 開示請求に係る不開示情報（第 78 条第 2 項）
- ・ **開示請求等の手続（第 108 条）** ・ **審議会等への諮問（第 129 条）**

※（ ）内は改正個人情報保護法の条項。赤字はつくば市の施行条例で定める予定の項目

3 条例（案）の概要

開示請求に係る手数料

改正個人情報保護法では、個人情報の開示請求に係る手数料を地方公共団体の条例で定めることとしています。施行条例では、手数料を無料とし、現行条例と同様にコピー代等の実費負担のみを求めることとします。制度改正による費用負担の変更はありません。

開示決定等の期限

改正個人情報保護法では、個人情報の開示請求を受け付けてから決定までの期限を 30 日以内としています。施行条例では、現在の行政サービスの水準を維持するため、期限を現行条例と同様の 15 日以内とします。

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

改正個人情報保護法では、地方公共団体が行政機関等匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう加工し、個人情報を復元することができないようにした情報）を活用した事業の提案募集を行う場合は、その手数料を条例で定めることとしています。

つくば市では、将来的に提案募集を行うことを検討しているため、施行条例に当該情報の利用に係る手数料を定めます。手数料の額は、国が政令で定める額と同額とします。

審査会への諮問

改正個人情報保護法では、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聴くことが特に必要なときは、合議制の機関に諮問することができるとしています。

つくば市では、市の附属機関である「つくば市情報公開・個人情報保護審査会」をこの機関と位置付け、以下の項目を諮問することができるようにします。

- (1) 施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 保有個人情報の安全管理のために講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 行政機関等匿名加工情報を活用した事業提案の審査をする場合
- (4) 市における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

つくば市情報公開条例における不開示情報

個人情報を適切に保護するため、つくば市情報公開条例を改正し、行政機関等匿名加工情報や当該情報を作成するために削除した情報を不開示情報とする規定を追加します。この改正は、施行条例の規定と関連性が高いことから、施行条例の附則第 2 項による改正となります。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 4 年(2022 年)				令和 5 年(2023 年)			
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
パブコメ 募集(※)		パブコメ 結果公表	市議会で 審議	条例公布 予定			4 月 1 日 条例施行

※パブリックコメント募集期間は 9 月 2 日（金）から 10 月 3 日（月）まで。

つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）新旧対照表（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第4条（略）</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p><u>(3)―(7)</u>（略）</p> <p>第6条—第12条（略）</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号イ又は<u>同条第3号ただし書</u>に規定する情報に該</p>	<p>第1条—第4条（略）</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2)―(6)</u>（略）</p> <p>第6条—第12条（略）</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号イ又は<u>同条第2号ただし書</u>に規定する情報に該</p>

当すると認められるとき。

(2) (略)

3 (略)

第14条 (以下略)

当すると認められるとき。

(2) (略)

3 (略)

第14条 (以下略)